

市民活動支援コーナー利用団体 各位

市民活動支援コーナー予約ルールの変更及び 施設改修に伴う休館のお知らせ

平素より、市民活動支援コーナーをご利用いただき、ありがとうございます。

さて、すでに施設内の掲示や説明会等でご案内のとおり、市民活動支援コーナーの有効活用や利用環境の向上を図るため、市民活動支援コーナーの予約ルールの変更及び、施設の改修を行うことから、下記のとおり概要についてお知らせいたします。

記

1. 予約ルールの変更について

多くの市民活動団体が市民活動支援コーナーを活用することができるよう、予約ルールを一部変更いたします。

(1) 打合せ・作業スペース

現行 (～令和2年3月15日利用分)				変更後 (令和2年4月7日利用分～)			
区分	定員	利用上限	利用料	区分	定員	利用上限	利用料
A	6～8人	1日8時間 ／月14日	1時間 100円	A	20人	1日6時間 ／月8日	1時間 200円
B・C				B・C	10人		1時間 100円
パオ	6～8人 (最大12人)	1日12時間 ／月7日	1時間 150円	パオ	撤去		
その他	複数スペースの利用可				・当日のキャンセル不可(※1) ・複数スペースの利用不可		

※1 当日のキャンセルが度重なる場合は、以後のご予約をお断りする場合があります。

(2) 印刷スペース

現行 (～令和2年3月15日利用分)		変更後 (令和2年4月7日利用分～)	
区分	利用上限	区分	利用上限
プリントアウトスペース	1日8時間／月14日	プリントアウトスペース	<u>1日6時間／月8日</u>
印刷機／紙折り機	1日2時間／月14日	印刷機／紙折り機	<u>1日2時間／月8日</u>

(3) 共有スペース

利用時間の上限について引き続き検討のうえ、決定次第、お知らせいたします。

2. 施設改修に伴う休館について

施設の老朽化が進んでいることから、レイアウト変更を主とした施設改修を下記のとおり行います。

改修期間中は、打合せ・作業スペースや印刷コーナーを含め、施設を全面的に休館とさせていただきます。ご利用団体の皆様には大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

(1) 休館期間

令和2年3月16日（月）～令和2年4月6日（月）

(2) 主な改修内容

レイアウト変更、床カーペットの張替え等。

※打合せ・作業スペースのうち、パオスペースについて、これまで施設のシンボルとして、また多目的スペースとして多くの団体にご利用いただいておりますが、設備の劣化が進んでいることから撤去することにいたしました。ご理解いただきますようお願いいたします。

【本件担当】

世田谷区生活文化部市民活動・生涯現役推進課

TEL03-5432-2234 FAX03-5432-3005